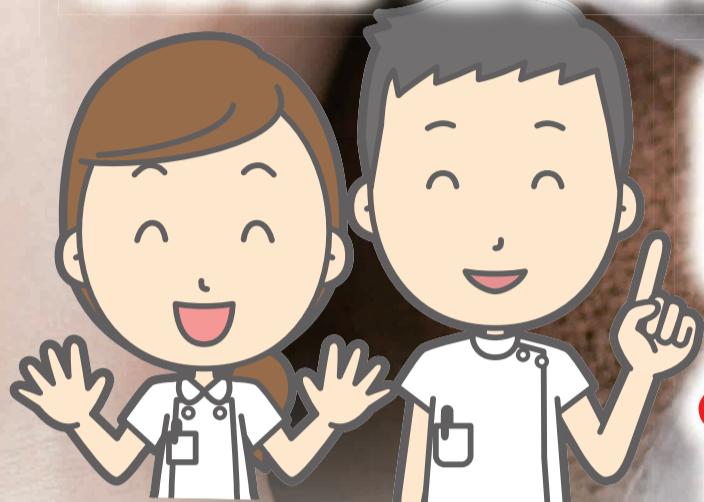


# あん摩マッサージ指圧、 はり・きゅう、 柔道整復(整骨院・接骨院)の 施術を受ける時



# 国民健康保険が 使えるのは、どんな時?

国民健康保険のあん摩マッサージ指圧師、鍼灸師、柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術の療養費は、国民健康保険に加入されている方々の国民健康保険税(料)等から支払われます。療養費の適正な支出のため、次のことをお願いします。

## 国民健康保険を使って 施術を受けるには



### 柔道 整復施術 療養費



- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等と診断または判断され、施術を受けた時  
(骨折及び脱臼については、応急手当てをする場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要)

- 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしている時

※医師や柔道整復師の診断または判断等により、国民健康保険の対象にならないものの例

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- 病院などで同じ負傷等の治療中のもの
- 労災保険が適用となる仕事中や通勤途上の負傷

### はり・ きゅう



#### 慢性病で医師の適当な 治療手段のないもの

- ◆神経痛
  - ◆リウマチ
  - ◆頸腕症候群
- ◆五十肩
  - ◆腰痛症
  - ◆頸椎捻挫後遺症 等

※病院などで同じ対象疾患の治療を受けている間は、国民健康保険の対象になりません

- 国民健康保険を使って施術を受けるには、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

### あん摩 マッサージ 指圧



#### ◆関節拘縮 関節が固くて動きが悪い

#### ◆筋麻痺 等 筋肉が麻痺して自由に動けない

※単に疲労回復や慰安を目的としたものは国民健康保険の対象なりません。

- 国民健康保険を使って施術を受けるには、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

### 施術を 受ける時の 注意

- 負傷要因(いつ、どこで、何をして、どんな症状があるのか)を正確に伝えてください
- 療養費支給申請書の内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)をよく確認して、署名または捺印をしてください
- 領収書を必ずもらって保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください
- 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください